

証券コード 4891

2026年3月11日

(電子提供措置の開始日 2026年3月4日)

株 主 各 位

東京都府中市府中町一丁目9番地
株 式 会 社 テ ィ ム ス
代表取締役社長 若 林 拓 朗

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tms-japan.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4891/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ティムス」又は「コード」に当社証券コード「4891」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、本株主総会は決議事項がございませんので、議決権行使書用紙に代えて出席票を本招集ご通知とあわせてお送りいたします。当日ご出席の際は、お手数ながら出席票をご持参くださいますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年3月27日(金曜日) 午前10時
(受付開始：午前9時30分予定)
(注) 決算期変更にともない第22期の末日を2月末から12月31日に変更しているため、総会開催日が前回の定時株主総会開催日(2025年5月29日)に相当する日と離れております。
2. 場 所 東京都府中市府中町一丁目5番1号
ホテルコンチネンタル府中 本館2階 楓の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第22期(2025年3月1日から2025年12月31日まで) 事業報告及び計算書類報告の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする出席票を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載いたします。

◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

②計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

## ～株主総会事前質問・ログイン方法についてのご案内～

株主総会の開催に先立ちまして、事前に本株主総会の目的事項等に関するご質問をお受けいたします。株主総会事前質問につきましては、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」をご利用いただきますようお願い申し上げます。

※ 本サイトの公開期間は、本招集通知到着時から2026年3月23日（月曜日）17時30分までとなります。

### 1. 事前質問の受付期間

本招集通知到着時から2026年3月23日（月曜日）17時30分まで

### 2. 株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」のログイン方法

- ① 以下のURLをご入力いただくか、QRコードを読み込み、株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」へアクセスしてください。

URL : <https://engagement-portal.tr.mufg.jp/>



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- ② 株主様認証画面（ログイン画面）で「ログインID」と「パスワード」を入力してください。

|              |               |
|--------------|---------------|
| ログインID（計12桁） | 5259 & 株主番号8桁 |
| パスワード（計11桁）  | 郵便番号7桁 & 2025 |

- ③ 利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックしてください。
- ④ 「ログイン」ボタンをクリックしてください。

## 株主様認証画面（ログイン画面）イメージ

MUFG 三菱UFJ信託銀行

Engagement Portal

②

① ログインID 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁

パスワード

③  利用規約に同意する

④ ログイン

⑤ よくあるご質問はこちら

### ログインID（計12桁）について

- ✓ (1)から順に(3)まで左から順にご入力ください。
- ✓ 最後の(4)は入力不要です。(1)を入力すると、グレーアウトします)

① ② ③ ④

ログインID 5259 - 4桁 - 4桁 - [グレーアウト]

パスワード 11桁の数字

パスワードは数字11桁（お振込住所の郵便番号7桁+4桁の数字）※詳細は別途ご案内のログイン方法をご確認ください

- (1) 5259
- (2) 株主番号の上4桁 \*
- (3) 株主番号の下4桁 \*
- (4) 入力不要

\* 株主番号は、同封の株主総会出席票に記載されております。

### パスワード（計11桁）について

- ✓ 以下の11桁をご入力ください。

郵便番号 (7桁) & 2025

- ✓ 「郵便番号」は、基準日（2025年12月31日）時点の株主様ご本人の株主名簿ご登録住所の郵便番号です（通信先等の郵便番号ではございません）。
- ✓ なお、国内でのご登録住所がなく、常任代理人の指定がある場合は、常任代理人の郵便番号をご入力ください。

## 株主総会出席票（株主番号記載箇所）イメージ

|                                                  |                                                |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| <b>株主総会出席票</b><br>株式会社ティムス 御中                    | 基準日現在のご所有株式数 _____ 株<br>議決権の数 _____ 個          |
| 株主総会日 _____ 議決権の数 _____ 個<br>2026年 3月27日 _____ 個 | 議決権の数は1単元ごとに1個となります。                           |
| 私は上記開催の定時株主総会に出席いたします。                           | お 願 い<br>当日株主総会にご出席の際は、この出席票を<br>会場受付へご提出ください。 |
|                                                  | 株主番号 99999999                                  |
|                                                  | 株式会社ティムス                                       |

※ 同封の株主総会出席票を紛失された場合、本招集通知6頁記載の【本サイトに関するお問い合わせ】にて再発行が可能です。

ただし、株主総会開催日の約1週間前を経過した場合等、お問い合わせをいただきましたタイミングによっては再発行をお受けできない場合がございますのでご了承ください。

(入力例)  
株主番号12345678の場合⇒「ログインID」：(1) 5259 - (2) 1234 - (3) 5678  
郵便番号123 - 4567の場合⇒「パスワード」：12345672025

|        |                                  |             |
|--------|----------------------------------|-------------|
|        | 株主番号前半4桁                         | 株主番号後半4桁    |
| ログインID | (1) 5259 - (2) 1234 - (3) 5678 - | 入力不要        |
| パスワード  | 12345672025                      | 郵便番号7桁&2025 |

### 3. 事前質問について

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」にログイン後、以下の手順でご利用ください。

- ① ログイン後の画面に表示されている「事前質問」ボタンをクリックしてください。



- ② ご質問カテゴリを選択し、ご質問内容等を入力した後、利用規約をご確認の上、「利用規約に同意する」にチェックし「確認画面へ」ボタンをクリックしてください。
- ③ ご入力内容をご確認後、「送信」ボタンをクリックしてください。

#### 【事前質問にかかるご留意事項】

- ✓ ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。
- ✓ いただきましたご質問のうち、株主様のご関心が高いと思われるものについては、本株主総会当日に回答させていただきます。
- ✓ 事前質問の全てに回答することをお約束するものではございません。また、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。
- ✓ ご利用いただくための通信料金等は、各株主様のご負担となります。

#### 《推奨環境》

株主総会オンラインサイト「Engagement Portal」の推奨環境は以下の通りです。

|          | PC                                      |                                | モバイル           |             |                |
|----------|-----------------------------------------|--------------------------------|----------------|-------------|----------------|
|          | Windows                                 | Macintosh                      | iPad           | iPhone      | Android        |
| OS       | Windows 10以降                            | MacOS X 10.13 (High Sierra) 以降 | iPadOS 14.0 以降 | iOS 14.0 以降 | Android 9.0 以降 |
| ブラウザ※各最新 | Google Chrome、Microsoft Edge (Chromium) | Safari、Google Chrome           | Safari         | Safari      | Google Chrome  |

(上記環境においても通信環境や端末により正常に動作しない場合がございます。)

#### 【本サイトに関するお問い合わせ】

TEL 0120-676-808 (通話料無料)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(土日祝日等を除く平日9時～17時、ただし、株主総会当日は9時～株主総会終了まで)

# 事業報告

(2025年3月1日から)  
(2025年12月31日まで)

当社は、2025年5月29日開催の第21回定時株主総会において、定款を一部変更し、当事業年度より決算期を従来の2月末から12月31日に変更いたしました。

これにより、当第22期事業年度が2025年3月1日から2025年12月31日までの10カ月間となったため、当期の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載は省略しておりますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

## 1. 会社の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度（2025年3月1日～2025年12月31日）においては、パイプラインの着実な開発の進展と、社内・社外両方のソースによるパイプラインの拡大に取り組んでまいりました。当社のパイプラインの中で最も進展した臨床開発段階にあるTMS-007（JX10）については、CORXEL Pharmaceuticals Hong Kong Limited（以下「CORXEL」）により、2025年5月にグローバル第Ⅱ相/第Ⅲ相臨床試験「ORION」（Optimizing Reperfusion to Improve Outcomes and Neurologic function）における最初の患者さんへの投与（FPI：First Patient In）が行われ、その後順調に被験者登録が進んでおります。日本国内においては、当社が同臨床試験の日本パートの依頼者として治験計画届出書を提出し、臨床研究データベースJRCT（Japan Registry of Clinical Trials）への登録を行いました。また同じく臨床開発段階にあるTMS-008については、第Ⅰ相臨床試験を完了し、次相臨床試験（前期第Ⅱ相臨床試験）のデザイン検討を進めました。

#### A. パイプラインの概況

##### (a) TMS-007（JX10）関連の活動

急性期脳梗塞を適応症とするTMS-007（JX10）は、当社が前期第Ⅱ相臨床試験までの開発を行い、他のSMTP化合物ファミリーとともに導出した低分子化合物であり、現在はCORXELを主体として、グローバルで行う第Ⅱ相/第Ⅲ相臨床試験「ORION」が進められています。当社はTMS-007の日本における独占的な開発販売権と、日本を除く全世界における開発・販売に対するマイルストーン一時金及びロイヤリティを受領する権利を、CORXELから得ています。

TMS-007（JX10）は、プラスミノーゲンの立体構造変化を介した血栓溶解による血流再

建と、可溶性エポキシドヒドロラーゼ (sEH) 阻害を機序とする抗炎症作用に基づく虚血再灌流障害の抑制というメカニズムを持っており、単剤で「血流再建」と「虚血再灌流障害抑制」の双方の治療戦略に対応する薬剤候補です。そのため、t-PA等の薬剤及び薬剤候補物質に対する優位性を示す可能性があると考えています。

当社が日本国内で実施した前期第Ⅱ相臨床試験において、TMS-007 (JX10) は良好な結果を収めております。現在、急性期脳梗塞治療薬として認可されている唯一の血栓溶解剤t-PAには、頭蓋内出血を助長する副作用のリスクがあることが知られております。かかるリスクを踏まえ、t-PAの使用は原則として発症後4.5時間以内に制限されています。これに対して、TMS-007の前期第Ⅱ相臨床試験においては、発症後12時間まで (TMS-007群の平均9.5時間) 被験者を組み入れました。その結果、プラセボ群では米国国立衛生研究所脳卒中スケール (NIHSS) 4以上の悪化を伴う症候性頭蓋内出血の発生頻度が2.6% (1/38) であったのに対して、TMS-007群では0% (0/52) であり、TMS-007の安全性が示唆されました。また有効性においても、生活自立度を評価するモディファイド・ランキン・スケール (mRS) のスコアのゼロ (全く症候がない) 又は1 (症候はあっても明らかな障害はない) への転帰率において、TMS-007はプラセボ群に対して統計的な有意差を伴う有効性を示しました。

当事業年度においては、CORXEL主導にて進めているグローバル第Ⅱ相/第Ⅲ相臨床試験「ORION」に参加してまいりました。ORION試験は、2025年5月に中国で最初の患者さんへの投与が実施されるとともに、米国の臨床試験データベースClinicalTrials.govへ試験の詳細が登録・公開されました。各国においても、当局への申請、及び投与に向け医療機関の準備が進められ、被験者登録は順調に進んでおります。日本パートにおいては、2025年4月に当社がPMDA (独立行政法人医薬品医療機器総合機構) へ治験計画届出書を提出、同年8月に臨床研究データベースjRCT (Japan Registry of Clinical Trials) への登録を行い、投与に向けた準備を進めました。

また、TMS-007 (JX10) の第Ⅰ相臨床試験の論文が、国際的な臨床薬理学ジャーナル「British Journal of Clinical Pharmacology」の2023年度の閲覧上位論文として、2025年4月にWiley社の「Top Viewed Article」に選定された他、2024年11月に米国心臓協会 (AHA: American Heart Association) /米国脳卒中協会 (ASA: American Stroke Association)の発行する学術雑誌「Stroke」に掲載された前期第Ⅱ相臨床試験結果の論文が、2025年5月に同学術雑誌の情報発信サイト「Blogging Stroke」に取り上げられました。

#### (b) TMS-008関連の活動

急性腎障害及びがん悪液質を適応症と想定し開発を進めているTMS-008については、血栓溶解作用をほとんど持たず、sEH阻害による抗炎症作用を有するSMTP化合物です。炎症

性疾患を標的として広範な適応症が期待できると考えられます。

当社は、CORXELよりTMS-008における特定の適応に関して、全世界における独占的な開発製造販売権の許諾を得ています。

当事業年度においては、健常人における第Ⅰ相臨床試験のデータ・リードアウトを2025年4月に行い、同年6月に治験総括報告書（CSR: Clinical Study Report）が完成し、第Ⅰ相臨床試験が無事終了しました。続いて、次相臨床試験（前期第Ⅱ相臨床試験）のデザイン検討を進めました。

#### (c) JX09関連の活動

JX09は、治療抵抗性又はコントロール不良の高血圧患者さんの治療を適応とした、経口の低分子アルドステロン合成阻害剤です。アルドステロン合成酵素阻害剤においては、アルドステロン合成酵素であるCYP11B2のみを選択的に阻害し、類似した構造を持つCYP11B1（コルチゾール合成酵素）を阻害しないことが重要と考えられていますが、JX09はCYP11B2に対する高い選択性を示しており、ベスト・イン・クラスの可能性がありますと考えられます。

JX09について、当社は、CORXELより日本における独占的な開発販売権を許諾されています。現在、CORXELによりオーストラリアにおいて第Ⅰ相臨床試験が実施されており、当社は、今後日本での臨床試験を実施することにより、グローバル治験の一翼を担う計画を検討しています。

#### (d) TMS-010関連の活動

脊髄損傷を適応症とし、2022年7月に北海道大学とオプション契約を締結して評価を行ってきたシーズについて、2024年7月3日に同大学との間でライセンス契約を締結し、当社のパイプラインにTMS-010として追加いたしました。当社は当該ライセンス契約により全世界における独占的な開発製造販売権を取得しております。

脊髄損傷は、運動麻痺・感覚麻痺・排尿排便障害などに至ることがある重篤な疾患ですが、未だ効果的な薬剤がない状況にあります。北海道大学で見出された当該治療薬候補化合物は、血液脳脊髄関門（BBSCB：Blood-brain spinal cord barrier）の破綻を防ぐことで、脊髄の二次損傷を抑制する神経保護作用が期待できます。

当事業年度においては、当社は、臨床試験開始に必要な非臨床試験及びGMP製造レベルの製剤の検討と並行して、原薬供給元の選定を進めました。また、引き続き臨床試験計画の策定を進めております。

#### (e) パイプラインの拡充に関連する活動

当社は、当事業年度において、社内プログラム及び社外プログラムの2つの軸において、

パイプラインの拡充を図るための研究開発活動を積極的に推進いたしました。

社内プログラムにおいては、当社がこれまでSMTP化合物の研究開発によって培ったsEH阻害に関する知識と経験を活かし、AIを活用した化合物生成による阻害剤のデザインや天然物ライブラリーのスクリーニングを含む複数のアプローチを活用し、新たなsEH阻害剤の候補となる化合物の探索を行いました。その中から有望な候補化合物を取得し、当該化合物の薬理・薬効評価及び毒性試験を進めました。また、TMS-008の開発対象となる適応の追加についても検討を進めました。社外プログラムにおいては、アカデミア等の研究機関や創薬企業等の早期研究開発段階にあるプログラムの探索及び評価を継続いたしました。前述(d)に記載のTMS-010の他に、同じく北海道大学と独占評価を進めていた生理活性脂質レゾルビンの新規安定類縁体を、2025年11月に導入いたしました。

## B. 体制強化

開発担当の取締役として、臨床開発担当シニア・ディレクターの横田尚久が就任いたしました。外資系製薬企業で研究開発の責任者としてグローバル臨床開発の豊富な経験を持つ横田の指揮により、臨床開発の迅速な進捗を図ってまいります。また、前事業年度に設立した事業開発部においては、当社アセットのビジネス化に向けた取り組みを推進いたしました。

以上の結果、当事業年度の営業損失は696,973千円、経常損失は、営業外費用として新株予約権発行費10,557千円を計上したため711,557千円、当期純損失は、特別損失として固定資産の減損損失3,709千円を計上したため716,058千円となりました。なお、当社は医薬品開発事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績については記載を省略しております。

### ② 設備投資の状況

当事業年度においては、重要な設備投資及び重要な設備の除却又は売却はございません。

### ③ 資金調達の状況

当事業年度の資金調達につきましては、2025年3月31日にグロース・キャピタル株式会社を割当先とした第10回新株予約権の発行により1,360千円、同新株予約権の一部行使により651,538千円の払込み等があり、総額653,668千円の資金を調達いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                  | 第 19 期<br>(2023年 2月期) | 第 20 期<br>(2024年 2月期) | 第 21 期<br>(2025年 2月期) | 第 22 期<br>(当事業年度)<br>(2025年12月期) |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|
| 営 業 収 益(千円)          | －                     | －                     | －                     | －                                |
| 経 常 損 失 ( △ ) (千円)   | △861,471              | △943,395              | △633,026              | △711,557                         |
| 当 期 純 損 失 ( △ ) (千円) | △860,925              | △960,040              | △660,548              | △716,058                         |
| 1株当たり当期純損失(△) (円)    | △25.28                | △26.02                | △16.38                | △16.08                           |
| 総 資 産(千円)            | 3,790,215             | 3,554,754             | 3,032,269             | 2,865,277                        |
| 純 資 産(千円)            | 3,714,053             | 3,457,065             | 2,815,487             | 2,771,131                        |
| 1株 当 た り 純 資 産 (円)   | 101.55                | 85.48                 | 69.23                 | 60.14                            |

- (注) 1. 1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第22期は、決算期変更により2025年3月1日から2025年12月31日までの10ヶ月間となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はございません。

## (4) 対処すべき課題

### ①臨床パイプラインの開発推進

#### a)TMS-007 (JX10)

当社のリードパイプラインであるTMS-007 (JX10) は、CORXELが主体となりグローバルで行う第Ⅱ相/第Ⅲ相試験「ORION」が進められています。

当社は、TMS-007 (JX10) の日本における事業化の権利を有しており、「ORION」試験の日本パートの着実な進捗に向け取り組みを進めるとともに、Joint Development and Commercialization Committee (共同開発商業化委員会) の活動等を通じて、CORXELによるTMS-007 (JX10) の開発に関して積極的に関与し、開発の加速を目指してまいります。

#### b)TMS-008

sEH阻害を主たる作用機序とするTMS-008は、多様な炎症性疾患に対する治療薬となり得る可能性を秘めております。TMS-008は急性腎障害 (AKI) を適応に第Ⅰ相臨床試験を完了し、良好な安全性・忍容性を示唆する結果が得られました。当社は、次相臨床試験として心臓手術患者を対象とする、安全性とAKI抑制率を評価する前期第Ⅱ相臨床試験実施の準備を進めており、早期に試験を開始できるよう取り組みを進めてまいります。

### c)JX09

治療抵抗性又は制御不能な高血圧を適応としてCORXELが開発中のJX09について、当社は、同社との提携により日本国内における事業化の権利を獲得いたしました。

JX09は、CORXELによりオーストラリアにおいて第I相臨床試験が実施されており、当社は、Joint Development and Commercialization Committee（共同開発商業化委員会）等を活用してCORXELとの連携を強め、CORXELによるグローバルでの開発と連携する日本国内での開発を適切な時期に開始できるよう準備を進めます。

### ②パイプラインの拡充

TMS-007（JX10）、TMS-008及びTMS-009は、同じSMTP化合物ファミリーに属しており、類似した作用機序を有しております。当社は、ポートフォリオの幅を広げることを目的に、SMTP化合物の開発を通じて得られた知見に基づき、新たなsEH阻害剤の候補となる化合物の探索を進め、有望な候補化合物の薬理・薬効評価及び毒性試験を行っています。また、社外プログラムにおいては、アカデミアや研究機関等の早期研究開発段階にあるプログラムの探索及び評価に取り組んでおり、そこから脊髄損傷を適応症とするTMS-010について、北海道大学とライセンス契約を締結してパイプラインに加え、開発を進めており、さらに生理活性脂質レゾルビンの新規安定類縁体を導入いたしました。当社は、今後もこれらの取り組みを継続することでSMTP化合物ファミリー以外のパイプラインの拡充を目指してまいります。

### ③事業開発活動の推進

当社は、製薬会社との提携により、開発リスクを低減しつつ、契約一時金・マイルストーン収益を得ながら開発を進め、上市後にはロイヤリティを受領することを基本的な事業モデルとしております。

当社は、臨床パイプラインの増加を受け、継続的かつ広範な事業開発活動を行うため事業開発部を設置し、今後の収益化を見据えた事業開発活動をおこなっております。パイプラインそれぞれの価値を最大化できるよう、適切な戦略を立てて事業開発活動を推進してまいります。

### ④人材の確保と組織体制強化

新規作用機序に基づく医薬品開発は、誰も歩んだことがない道を進むようなものであり、医薬品の研究開発の中でも特に高度な能力と経験を要するミッションであると考えられます。このため、優秀な人材確保と、優秀な人材がその能力をいかんなく発揮できる組織体制作りが必須となります。当社では、特に、専門分野ごとの縦割り型ではなく、研究・製造・薬事・開発等に専門性を有する人材が自由闊達に議論を交わせるような組織作りを目指すとともに、優秀な人材の採用を積極的に行ってまいります。

#### ⑤財務基盤の拡充

創薬ベンチャー企業においては、研究段階からパイプラインの開発の進展に伴って多額の資金が必要となります。当社においては、臨床開発段階のパイプラインの開発進捗に加え、パイプライン育成・獲得のための研究開発投資推進により、資金需要のより一層の増加が予想されます。

当社は、引き続き、積極的な研究開発活動を続けていくため、マイルストーン収入等の収益、金融機関等からの借入れや株式市場からの資金調達、補助金の活用などを通じて、資金調達の多様性を確保しつつ必要に応じて適切な時期に資金調達を実施し、財務的基盤の拡充・安定化を図ります。

#### (5) 主要な事業内容 (2025年12月31日現在)

当社は、主に医薬品の研究、開発を行っております。日本を中心としたアカデミア、研究機関、創薬企業等による新規かつ差別化された作用機序に基づく独自の医薬品をグローバルの医薬品市場へつなぎ、上市することを目的としております。

当社は、SMTP化合物の医薬品としての開発を推進するとともに、同化合物の研究開発により培った可溶性エポキシドヒドロラーゼ (sEH) 阻害に関する知見と技術力を活かした新たな化合物の探索、及び外部機関が保有する早期研究段階のシーズからの探索を進め、アンメット・メディカル・ニーズに応えるべく創薬研究を行っております。

なお、当社は単一セグメントのため、セグメントごとの記載はしておりません。

#### (6) 主要な営業所及び工場 (2025年12月31日現在)

|   |   |                              |
|---|---|------------------------------|
| 本 | 社 | 東京都府中市府中町一丁目9番地 京王府中1丁目ビル11階 |
|---|---|------------------------------|

#### (7) 使用人の状況 (2025年12月31日現在)

| 従業員数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|-------|--------|
| 18 (2) 名 | —         | 45.8歳 | 4.4年   |

(注) 従業員数は就業人員であり、定年後再雇用社員は従業員数に含めております。臨時雇用者数 (パートタイマー、契約社員を含む。) は最近1年間の平均人員を ( ) 内に外数で記載しております。

#### (8) 主要な借入先の状況 (2025年12月31日現在)

該当事項はございません。

#### (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はございません。

## 2. 株式の状況 (2025年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 45,485,767株 (自己株式10株を含む)  
(注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は5,155,700株増加しております。  
(3) 株主数 11,471名  
(4) 大株主

| 株主名                                                                      | 持株数(株)    | 持株比率(%) |
|--------------------------------------------------------------------------|-----------|---------|
| 大和日台バイオベンチャー投資事業有限責任組合                                                   | 4,107,920 | 9.03    |
| T H V P - 1 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合                                        | 2,845,860 | 6.25    |
| 株 式 会 社 新 日 本 科 学                                                        | 1,433,320 | 3.15    |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社                                                          | 1,320,900 | 2.90    |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                                                        | 1,268,401 | 2.78    |
| 山 本 哲 郎                                                                  | 975,000   | 2.14    |
| 蓮 見 恵 司                                                                  | 804,000   | 1.76    |
| 富 永 隆 寛                                                                  | 700,000   | 1.53    |
| ニッセイ・キャピタル9号投資事業有限責任組合                                                   | 664,380   | 1.46    |
| B N Y G C M C L I E N T A C C O U N T J P<br>R D A C I S G ( F E - A C ) | 539,800   | 1.18    |

(注) 持株比率は、自己株式(10株)を控除して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                     | 第 3 回 新 株 予 約 権                               | 第 5 回 新 株 予 約 権                                 |
|------------------------|---------------------|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2017年3月28日                                    | 2020年5月29日                                      |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 9,600個                                        | 22,142個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）1 |                     | 普通株式 384,000株<br>(新株予約権1個につき 40株)             | 普通株式 885,680株<br>(新株予約権1個につき 40株)               |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額    |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                           | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                             |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり 4,000円<br>(1株当たり 100円)             | 新株予約権1個当たり 6,000円<br>(1株当たり 150円)               |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2019年3月29日から<br>2027年3月28日まで                  | 2022年5月30日から<br>2030年5月29日まで                    |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 2                                         | (注) 3                                           |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | —                                             | 新株予約権の数 16,410個<br>目的となる株式数 656,400株<br>保有者数 3名 |
|                        | 社 外 取 締 役           | —                                             | —                                               |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 2,000個<br>目的となる株式数 80,000株<br>保有者数 1名 | —                                               |

- (注) 1. 2021年9月21日付株式分割（普通株式1株を40株とする）により、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額が調整されております。
2. ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時において当社の取締役、監査役、顧問又は従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役会において承認を得た場合はこの限りではない。  
②対象者が死亡した場合は、対象者の相続人は、新株予約権を行使することはできない。ただし、取締役会において承認を得た場合はこの限りではない。
3. ① 新株予約権1個の一部行使は認めないものとする。  
② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。  
③ 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。

④ その他の条件については、法令及び新株予約権発行要項に定める範囲内で、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

|                        |                     | 第 7 回 新 株 予 約 権                                 |
|------------------------|---------------------|-------------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2021年2月26日                                      |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 16,100個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）1 |                     | 普通株式 644,000株<br>(新株予約権1個につき 40株)               |
| 新株予約権の払込金額             |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                             |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり 6,000円<br>(1株当たり 150円)               |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2023年2月27日から<br>2031年2月26日まで                    |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 2                                           |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 16,100個<br>目的となる株式数 644,000株<br>保有者数 1名 |
|                        | 社 外 取 締 役           | —                                               |
|                        | 監 査 役               | —                                               |

(注) 1. 2021年9月21日付株式分割（普通株式1株を40株とする）により、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額が調整されております。

2. ① 新株予約権1個の一部行使は認めないものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。
- ④ その他の条件については、法令及び新株予約権発行要項に定める範囲内で、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

|                        |                     | 第 8 回 新 株 予 約 権                             | 第 1 1 回 新 株 予 約 権                             |
|------------------------|---------------------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日              |                     | 2023年6月15日                                  | 2025年6月13日                                    |
| 新 株 予 約 権 の 数          |                     | 1,210個                                      | 548個                                          |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                     | 普通株式 121,000株<br>(新株予約権1個につき 100株)          | 普通株式 54,800株<br>(新株予約権1個につき 100株)             |
| 新株予約権の払込金額             |                     | 新株予約権1個あたり 31,400円<br>(注) 1                 | 新株予約権1個あたり 17,413円<br>(注) 1                   |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                     | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり 1円)               | 新株予約権1個当たり 100円<br>(1株当たり 1円)                 |
| 権 利 行 使 期 間            |                     | 2023年7月11日から<br>2038年7月10日まで                | 2025年7月11日から<br>2040年7月10日まで                  |
| 行 使 の 条 件              |                     | (注) 2                                       | (注) 2                                         |
| 役 員 の<br>保 有 状 況       | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 382個<br>目的となる株式数 38,200株<br>保有者数 3名 | 新株予約権の数 466個<br>目的となる株式数 46,600株<br>交付対象者数 1名 |
|                        | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 114個<br>目的となる株式数 11,400株<br>保有者数 2名 | —                                             |
|                        | 監 査 役               | 新株予約権の数 98個<br>目的となる株式数 9,800株<br>保有者数 4名   | —                                             |

(注) 1. 本新株予約権の割当てを受ける者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報酬債権と本新株予約権の払込債務とを相殺するものとしております。

2. ① 新株予約権1個の一部行使は認めないものとする。

② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。

③ 本新株予約権は、次の各号に掲げる日に、新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、当該各号に掲げる個数について権利が確定するものとし（以下、新株予約権の権利が確定することを「ベスティング」という。）、新株予約権者は、ベスティングされた本新株予約権のみを行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を失った場合（新株予約権者が当社取締役会が正当と認める理由により、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員の地位を退任した場合を除く。）には、当該時点以降のベスティングは中止されるものとする。

i) 新株予約権の割当日から1年を経過した日

割当てられた本新株予約権の3分の1に相当する個数（行使可能な新株予約権の個数につき1個未満

の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてののみ行使することができる。(次号において同じ。)

ii) 新株予約権の割当日から2年を経過した日

割当てられた本新株予約権の3分の1に相当する個数

iii) 新株予約権の割当日から3年を経過した日

割当てられた本新株予約権のうち同日の前日までにベスティングされていないものの個数

④ その他の条件については、法令及び新株予約権発行要項に定める範囲内で、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

当事業年度中に職務執行の対価として、当社従業員に対し、以下のとおり第11回新株予約権を交付しました。第11回新株予約権の内容の概要は「(1)当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載のとおりであります。

| 交付対象者数   | 交付した新株予約権の個数 | 目的となる株式数 |
|----------|--------------|----------|
| 当社従業員 1名 | 82個          | 8,200株   |

### (3) その他新株予約権に関する重要な事項

|                                         |                                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                         | 第10回新株予約権（行使価額修正条項付）                                                                                                                                                |
| 発行決議日                                   | 2025年3月14日                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の総数                                | 28,700個                                                                                                                                                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数                      | 普通株式2,870,000株（新株予約権1個につき100株）                                                                                                                                      |
| 新株予約権の払込金額                              | 新株予約権1個当たり17円                                                                                                                                                       |
| 新株予約権の払込期日                              | 2025年3月31日                                                                                                                                                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額                  | 当初行使価額 1株当たり 192円<br>行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の96%に相当する金額に修正されるが、その価額が下限行使価額（100円）を下回る場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。                   |
| 権利行使期間                                  | 2025年3月31日から2028年3月31日まで                                                                                                                                            |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金 | 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。 |
| 行使の条件                                   | 本新株予約権の一部行使はできない。                                                                                                                                                   |
| 割当先                                     | グロース・キャピタル株式会社                                                                                                                                                      |

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (2025年12月31日現在)

| 会社における地位      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                       |
|---------------|-----------|---------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 若 林 拓 朗   | 事業開発担当                                                        |
| 取 締 役 会 長     | 蓮 見 恵 司   | 研究担当                                                          |
| 取 締 役         | 伊 藤 剛     | 管理担当                                                          |
| 取 締 役         | 横 田 尚 久   | 開発担当                                                          |
| 取 締 役         | 高 梨 健     | 株式会社新日本科学 取締役副会長                                              |
| 取 締 役         | 並 川 玲 子   | 株式会社レグイミューン Executive Vice President,<br>Clinical Development |
| 常 勤 監 査 役     | 小 林 伸 明   |                                                               |
| 監 査 役         | 本 田 一 男   |                                                               |
| 監 査 役         | 中 村 健 一   | 中村健一公認会計士・税理士事務所 代表                                           |
| 監 査 役         | 長 谷 川 紘 之 | 片岡総合法律事務所パートナー                                                |

- (注) 1. 取締役横田尚久は、2025年5月29日開催の第21回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任しました。
2. 取締役高梨健氏及び並川玲子氏は、社外取締役であります。
3. 監査役小林伸明氏、中村健一氏及び長谷川紘之氏は、社外監査役であります。
4. 監査役中村健一氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、取締役並川玲子氏、監査役小林伸明氏、中村健一氏及び長谷川紘之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び監査役ともに、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することとなる損害賠償金及び争訟費用等の損害を補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

### (4) 取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社では、取締役の報酬の決定方針として、取締役会で承認された「役員報酬に関する内規」を定めております。また、取締役の報酬等の決定に関する手続の公正性・透明性・客観性を強化し、当社コーポレート・ガバナンスの充実を図るため、任意の諮問機関として社外役員が委員の過半数を占める報酬委員会を設置しております。「役員報酬に関する内規」により定めた取締役の報酬の内容に関する決定方針の内容は概ね以下のとおりです。

取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、基本報酬以外の金銭報酬としての役員賞与、及び非金銭報酬としてのストック・オプション報酬により構成されます。各取締役の報酬は、株主総会で承認された限度額の範囲内で、個別の報酬について代表取締役社長が原案を作成して報酬委員会に諮り、その意見を参考に、取締役会の決議により決定しております。基本報酬は、月例の固定報酬とし、その職責や貢献度、業務の遂行状況、他社水準等を参考に決定しております。役員賞与及びストック・オプション報酬は、当社の業績及び事業環境に関する見通し等を総合的に勘案して支給又は付与の是非を決定するものとし、これを支給又は付与する場合の金額等は、その職責及び貢献度、業務の遂行状況を総合的に考慮して決定することとしております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が「役員報酬に関する内規」と整合しており、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ② 監査役の報酬等の内容に係る決定に関する方針等

監査役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び非金銭報酬としてのストック・オプション報酬により構成されます。各監査役の報酬は、株主総会で承認された限度額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分              | 報酬等の総額               | 報酬等の種類別の総額           |         |                  | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|----------------------|----------------------|---------|------------------|----------------|
|                  |                      | 基本報酬                 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等           |                |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 85,462千円<br>(12,379) | 77,257千円<br>(11,385) | —       | 8,205千円<br>(994) | 7名<br>(2)      |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 16,638<br>(12,004)   | 15,783<br>(11,385)   | —       | 854<br>(619)     | 4<br>(3)       |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 102,101<br>(24,383)  | 93,041<br>(22,770)   | —       | 9,060<br>(1,613) | 11<br>(5)      |

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2021年5月28日開催の第17回定時株主総会において年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は4名）です。また、上記年額報酬とは別枠で、2023年5月30日開催の第19回定時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等として、年額135百万円以内（うち、社外取締役については、年額15百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は2名）です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2021年5月28日開催の第17回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。また、上記年額報酬とは別枠で、2023年5月30日開催の第19回定時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等として、年額15百万円以内と決議しております。両株主総会終結時点の監査役の員数は、いずれも4名（うち、社外監査役は3名）です。
3. 非金銭報酬等の額には、取締役7名及び監査役4名に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の当期に係る費用計上額を記載しております。
4. 当事業年度は、決算期変更の経過期間となるため、2025年3月1日から2025年12月31日までの10カ月の数値を記載しております。
5. 上記の対象となる役員の員数には、当事業年度中に退任した取締役1名を含んでおります。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役高梨健氏は、株式会社新日本科学の取締役副会長であります。株式会社新日本科学は当社の株式を保有しており（2025年12月31日時点の保有比率約3.2%）、また、当社と当社との間には外注委託の取引関係がありますが取引額は僅少（当社の支払金額が同社の売上高に占める割合は0.1%未満）です。
- ・取締役並川玲子氏は、株式会社レグイミューンのExecutive Vice President, Clinical Developmentであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役中村健一氏は、中村健一公認会計士・税理士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役長谷川紘之氏は、片岡総合法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 地 位 | 氏 名     | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                              |
|-----|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 高 梨 健   | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。主にライフサイエンス分野の企業経営における見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に長年の豊富な経営者としての立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席して適宜発言を行い、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定に貢献しております。     |
| 取締役 | 並 川 玲 子 | 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。主に医師としての専門的見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、特に海外を含む非臨床・臨床開発及び事業開発について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会2回の全てに出席して適宜発言を行い、客観的・中立的立場で当社の役員報酬等の決定に貢献しております。 |

| 地 位 | 氏 名       | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                               |
|-----|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 | 小 林 伸 明   | <p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席いたしました。</p> <p>出身分野である金融機関での業務経験を通じて培った専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、財務及び内部統制について、適宜、必要な発言を行っております。</p> |
| 監査役 | 中 村 健 一   | <p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士及び税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理・財務面について適宜、必要な発言を行っております。</p>           |
| 監査役 | 長 谷 川 紘 之 | <p>当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査役会16回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。</p>             |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 16,500千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16,968   |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、仰星監査法人に対して、英文財務諸表の作成における助言指導等の業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|-----------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)       |           |
| 流 動 資 産         | 2,863,532 | 流 動 負 債         | 94,146    |
| 現金及び預金          | 2,781,032 | 未 払 金           | 16,351    |
| 貯 蔵 品           | 123       | 未 払 費 用         | 69,001    |
| 前 渡 金           | 29,265    | 未 払 法 人 税 等     | 5,020     |
| 前 払 費 用         | 18,742    | そ の 他           | 3,774     |
| 未 収 消 費 税 等     | 34,367    | 負 債 合 計         | 94,146    |
| 固 定 資 産         | 1,745     | (純 資 産 の 部)     |           |
| 有 形 固 定 資 産     | 0         | 株 主 資 本         | 2,735,304 |
| 建 物             | 3,943     | 資 本 金           | 1,137,611 |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 97,392    | 資 本 剰 余 金       | 2,313,754 |
| 減 価 償 却 累 計 額   | △101,335  | 資 本 準 備 金       | 1,387,110 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 1,745     | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 926,643   |
| そ の 他           | 1,745     | 利 益 剰 余 金       | △716,058  |
| 資 産 合 計         | 2,865,277 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | △716,058  |
|                 |           | 繰 越 利 益 剰 余 金   | △716,058  |
|                 |           | 自 己 株 式         | △2        |
|                 |           | 新 株 予 約 権       | 35,826    |
|                 |           | 純 資 産 合 計       | 2,771,131 |
|                 |           | 負 債 純 資 産 合 計   | 2,865,277 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2025年3月1日から  
2025年12月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                         | 金 額     |                |
|-----------------------------|---------|----------------|
| 営 業 収 益                     |         | -              |
| 営 業 費 用                     |         |                |
| 研 究 開 発 費                   | 456,945 |                |
| そ の 他 の 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 240,028 | 696,973        |
| 営 業 損 失                     |         | <b>696,973</b> |
| 営 業 外 収 益                   |         |                |
| 還 付 加 算 金                   | 14      |                |
| 雑 収 入                       | 11      |                |
| そ の 他                       | 0       | 26             |
| 営 業 外 費 用                   |         |                |
| 株 式 交 付 費                   | 2,594   |                |
| 新 株 予 約 権 発 行 費             | 10,557  |                |
| そ の 他                       | 1,459   | 14,610         |
| 経 常 損 失                     |         | <b>711,557</b> |
| 特 別 損 失                     |         |                |
| 減 損 損 失                     | 3,709   | 3,709          |
| 税 引 前 当 期 純 損 失             |         | <b>715,267</b> |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 791     | 791            |
| 当 期 純 損 失                   |         | <b>716,058</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月13日

株式会社ティムス  
取締役会 御中

仰星監査法人

東京事務所

|                        |           |     |     |
|------------------------|-----------|-----|-----|
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 小 川 | 聡   |
| 指 定 社 員<br>業 務 執 行 社 員 | 公 認 会 計 士 | 竹 本 | 泰 明 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティムスの2025年3月1日から2025年12月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2025年12月31日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年2月19日

|       |          |           |
|-------|----------|-----------|
|       | 株式会社ティムス | 監査役会      |
| 常勤監査役 | (社外監査役)  | 小林 伸 明    |
| 監 査 役 |          | 本 田 一 男   |
| 社外監査役 |          | 中 村 健 一   |
| 社外監査役 |          | 長 谷 川 紘 之 |

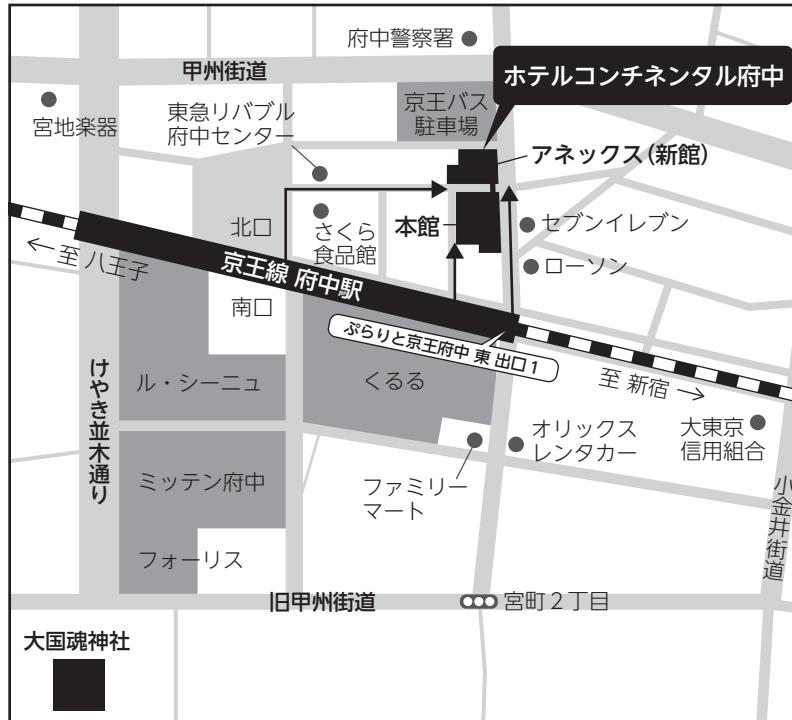
以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都府中市府中町一丁目5番1号

ホテルコンチネンタル府中 本館2階 楓の間

TEL 042-333-7111



交通 京王線新宿駅より特急20分 府中駅北口より徒歩1分

J R南武線/ J R武蔵野線 府中本町駅より徒歩15分

J R中央線国分寺駅よりバスで10分 府中駅下車徒歩1分